



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道大学農学部技術部内規
Citation	北海道大学農学部技術部研究・技術報告, 3, 46-47
Issue Date	1996-03
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/35317
Type	departmental bulletin paper
File Information	3_p46-47.pdf



北海道大学農学部技術部運営委員会要項

平成7年1月19日

技術部長裁定

(設置)

第1条 北海道大学農学部技術部（以下「技術部」という。）の運営等に関する必要な事項を審議するため、北海道大学農学部技術部組織内規（平成3年4月1日制定）第12条の規定に基づき、北海道大学農学部技術部運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 1 技術部の予算に関する事項
- 2 技術部に関する諸規則に関する事項
- 3 技術部の研修に関する事項
- 4 技術部の研究・技術報告に関する事項
- 5 その他技術部の運営に関する事項

(組織)

第3条 運営委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 技術部長
- 2 技術長
- 3 技術班長
- 4 専任技術専門職員
- 5 その他運営委員会が必要と認めた者

第4条 運営委員会に、研修計画の立案並びに研究・技術報告集及び広報の発行等に関する事項を検討調整するため、実行委員会を置く。

(雑則)

第5条 この要項に定めるもののほか、運営等に関し必要な事項は別に定める。

(庶務)

第6条 運営委員会の庶務は、技術部において処理する。

附 則

この要項は、平成7年4月1日から実施する。

北海道大学農学部技術部実行委員会申合せ

平成7年1月19日

技術部長裁定

(趣旨)

第1条 技術部長裁定第1条北海道大学農学部技術部運営委員会要項第4条の規定に基づき、実行委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について定めるものとする。

(検討調整事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討調整を行う。

- 1 技術部研修のための資料収集及び企画立案
- 2 研究・技術報告の発行
- 3 技術部職員への広報
- 4 他学部等技術部との研究・技術交流
- 5 その他技術部の運営に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- 1 技術長
- 2 技術班長及び前任技術専門職員のうちから選出された2名
- 3 共同利用班から選出された2名、植物管理班及び家畜飼養班から選出された各1名の計4名

(任期)

第4条 前条第2号及び3号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、各々技術長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させて、その者から説明又は意見を聴くことができる。

附 則

この申合せは、平成7年4月1日から実施する。